

第一回ハーグ万国平和会議と軍縮

河 合 利 修

一 はじめに

故喜多義人教授は、軍隊における国際法の教育や捕虜の取り扱い、赤十字とジュネーブ諸条約など戦時国際法に関連した研究をされていたが、生前、「ハーグ万国平和会議は軍縮を目的とした会議だった」という発言を二、三度された。どちらかというところ「ジュネーブ法」に研究の軸をおかれていたため、この発言は意外であった。そして、逝去後、蔵書を整理していると、なかに外務省編纂『海牙万国平和会議 日本外交文書』と三枝茂智『国際軍備縮小問題』があるのに気づいた。^① 今となつてはもう確認のしようもないが、もしかしたら、晩年心血を注がれていた赤十字の研究がひと段落したら、この会議あるいは軍縮について研究をしようと思われていたのかもしれない。このような事情から、故喜多教授追悼のため、遺された蔵書を使用しつつ、ハーグ万国平和会議（以下、「ハーグ平和会議」「平和

会議」あるいは「会議」という）と軍縮について書くこととする。

ハーグ平和会議は二回開催された。第一回会議はロシア皇帝ニコライ二世の提唱に基づき、一八九九年五月一八日から七月二九日までオランダ・ハーグで開催された。その第一の目的は軍縮であった。結果的に軍縮は進展がなかったものの、国際紛争の平和的解決と戦時国際法の分野で三つの条約、すなわち「国際紛争平和的処理条約」、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」および「千八百六十四年八月二十二日「ジェネヴァ」条約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル条約」（以下、「ジェネヴァ」条約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル条約」が、またそれに加えて特定兵器を禁止する意味での軍縮のための三つの宣言、すなわち、「軽気球上ヨリ又ハ之ニ類似シタル新ナル他ノ方法ニ依リ投射物及爆裂物ヲ投下スルコトヲ五箇年間禁止スル宣言」（以下、「軽気球等ヨリ投射物爆裂物投下禁止ノ宣言」）、「窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言」（以下、「毒質瓦斯散布ヲ目的トスル投射物使用禁止ノ宣言」）および「外包硬固ナル弾丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若ハ其ノ外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ人体ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁平ト為ルヘキ弾丸ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言」（以下、「人体内ニ入り容易ニ開展シ又ハ扁平トナルヘキ弾丸使用禁止ノ宣言」^②）が採択されるに至った。

第二回平和会議は第一回会議で残された課題に対処するため一九〇七年六月一五日から一〇月一八日までハーグで開催された。第二回会議でも結局、軍縮については進展はなかったが、国際紛争の平和的解決と戦時国際法の分野で一三もの条約が採択されるという成果があった。すなわち、「国際紛争平和的処理条約」「契約負債回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル条約」「開戦ニ関スル条約」「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」「陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約」「開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ関スル条約」「商船ヲ軍艦ニ変更スルコトニ関スル

条約」「觸発自動海底水雷ノ敷設ニ関スル条約」「戦時ニ於テ海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル条約」「ジェネヴァ」条約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル条約」「海戦ニ於ケル捕獲權行使ノ制限ニ関スル条約」「国際捕獲審檢所設立ニ関スル条約」「海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ權利義務ニ関スル条約」である。また、宣言として「輕気球上ヨリ投射物及爆裂物ノ投下ヲ禁止スルコトニ関スル宣言」が採択された。

前述のとおり、二回の会議においても結局、当初の目的である軍縮は進まなかったが、国際紛争の解決と戦時国際法における法典化は大きく前進したといえよう。戦時国際法においては、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」をはじめとするハーグ諸条約として現在でも効力を有し、今日の国際人道法を形成する重要な柱になっている。また、国際人道法の関係条約で今日まで繰り返し挿入されてきたマルテンス条項は、まさにハーグ平和会議の成果物である「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」に初めてあらわれたのである。

このように画期的なハーグ平和会議であったが、後述のとおり、会議それ自体についての日本語での研究、とくに最近の研究については非常に少ないと言えよう。さらに、ハーグ平和会議の目的であった軍縮については、それが失敗してしまったためか、今日、日本で顧みられることは皆無である。したがって、本稿は近年ほとんど「忘れ去られてしまった」感のある、ハーグ平和会議と軍縮に焦点をあてたい。

二 先行研究、本稿の概要、用語の定義と本稿における限定

ハーグ平和会議については、まず、会議から数年以内にいくつかの重要な出版がなされた。スコット (James Brown Scott) はルート (Elihu Root) アメリカ合衆国國務長官のもと國務省から第二回平和会議に出席し、その国際法

の学識と一次資料を駆使して、二巻からなる *The Hague Peace Conferences of 1899 and 1907* を著した。⁽³⁾ 第一回平和会議に合衆国代表として参加したホルス (Frederick W. Holls) は、*The Peace Conference at the Hague* のなかで、一次資料を用いながら、会議の過程を詳細に報告している。⁽⁴⁾ クエーカー教徒で歴史家であったハル (William I. Hull) も第二回会議にオブザーバーとして参加したが、*The Two Hague Conferences and Their Contributions to International Law* のなかで、会議の進行に焦点をあてて叙述している。⁽⁵⁾

西暦二〇〇〇年前後には、平和会議百周年を記念した出版物が発刊された。たとえば、Martje Abbenhuis が編集した *War, Peace and International Order?* では、国際法を含めて学際的な観点から、平和会議とそれがその後の国際法や国際政治などの分野に与えた影響について複数の著者が執筆している。⁽⁶⁾ また、*American Journal of International Law* では、二〇〇〇年一月号で特集が生まれ、国際法の専門家が各テーマに沿って寄稿している。⁽⁷⁾ なお、赤十字国際委員会が発刊する *International Review of the Red Cross* では、第一回平和会議から百年目にあたる一九九九年に百周年に関する記事と André Durand の論文があるのみである。⁽⁸⁾

以上のように英語を中心とした欧文文献は主なおのだけでも豊富に存在するが、これに比較すると日本で出版された文献は乏しいと言わざるを得ない。一次資料としては、前述の『日本外交文書』二巻が外交文書を掲載している。また、平和会議が開催された後、比較的早い時期に書かれたものとしては例えば杉村陽太郎『海牙平和会議』があつたものの、⁽⁹⁾ 戦後になると平和会議そのものに関する学術書・論文は非常に少なくなり、今世紀に入ると皆無となる。第一回ハーグ平和会議百周年を記念して、中村洸は英文で論文を寄稿しているが、内容については国際紛争の平和的解決に限定されている。⁽¹⁰⁾ 藤田久一は百周年に際して、会議の特徴を『学士会会報』にまとめている。⁽¹¹⁾

平和会議で討議された事項、そして採択された条約については、それぞれの分野の論文で言及されることがある。軍縮については前述のとおり平和会議の第一の目的であったにもかかわらず、進展せず、条約も締結されなかったためか、近年の軍縮法の文献でも平和会議への言及は最小限にとどまっている。たとえば、藤田久一は『軍縮の国際法』のなかで会議について脚注も含めて四頁を割いてるが、黒沢満は『軍縮国際法』において数行で言及するにすぎなかった。⁽¹²⁾ 紛争の平和的解決については前述のとおり、中村洸がハーグで採択された「国際紛争平和的処理条約」から現代にいたるまでの動きについて言及している点はむしろ注目に値する。⁽¹³⁾

戦時国際法の法典化、とくにハーグ諸条約とマルテンス条項については、たとえば、江藤淳一がマルテンス条項に関連して、第一回平和会議に言及している。⁽¹⁴⁾ 兵器の規制に関しては廣瀬和子が核兵器の使用規制に関連して、文化財の保護については立松美也子が第一回および第二回会議で採択された条約または宣言について参照している。⁽¹⁵⁾ 和仁健太郎は中立法に関連して、とくに中立条約について詳細に論じているが、それらの条約を採択した二回の会議についても言及している。⁽¹⁶⁾

以上のように、ハーグ平和会議についてはとくにそこで成立した条約に関連して言及があることは多いが、会議そのものについて、あるいは会議と軍縮について取り上げた論文は、とくに近年の日本においては皆無であると言える。よって本稿では第一に、軍縮を扱った第一回ハーグ平和会議の概要について、外交文書などを使用しながら、会議の提案から条約の採択と批准までを明らかにする。第二に、とくに会議における軍縮に関する議論と軍縮の失敗と成果について、一次資料を利用しつつ、関係論文もふまえて明示する。そして最後に、第一回平和会議における軍縮について、平和会議の意義も考慮しつつ、評価したい。

本論に入る前に、まず、軍縮の定義を黒沢満『現代軍縮国際法』の内容から簡略に説明する。軍縮 (disarmament) には必ずしも一致した定義はないが、伝統的には軍備を縮小あるいは制限することを意味しており、必ずしも軍備の撤廃までも意味せず、ここでもその意味で扱う¹⁷⁾。また、第二次世界大戦後は軍備管理 (arms control) という用語が使用される頻度が多くなったが、本論文は主に一九世紀を扱っているため、ここではこれを指摘することにとどめる¹⁸⁾。軍縮の内容については、大きく分けて量的な措置と質的な措置がある。量的な措置は、伝統的な分類であり、(一) 撤廃または廃棄、(二) 縮小または削減、(三) 制限、(四) 上限設定である¹⁹⁾。それに対して、質的な措置は「軍備に関する一定の活動の禁止 (prohibition)」である²⁰⁾。

次に、本稿の範囲を限定する。ハーグ平和会議は前述のとおり一八九九年と一九〇七年の二回開催されたが、両方の会議の概要を説明するのは、それだけで膨大な紙面を費やしかねない。これは、会議の議事に焦点をあてた出版物の頁数がかかりにのぼることからも明らかである²¹⁾。したがって、ここでは、軍縮を取り上げた第一回平和会議について取り上げることとする。ただし、第二回平和会議についても、必要に応じて言及することは言うまでもない。

第二に、右に関連して、第一回平和会議は総会議だけで計一〇回あり、さらに委員会の討議を含めると、たとえその概略であっても限られた紙面では紹介しきれない。したがって、会議の概略については、ロシア皇帝の提案から会議開催に至る過程に続いて、本会議における可決事項を中心に表す。もちろん、各委員会の議論は重要であることは認識しているが、委員会における討議については本稿の目的に沿って、軍縮を扱った第一委員会に焦点を当てることとする。

第三に、外国人の人名を日本語で表記する際は、英和辞書に記載がある場合はそれを選んだが、それが難しい場合

は、『日本外交文書』にあるとおりとした。また不明の場合は、原語のままとした。

最後に、使用する第一次資料については、原則として、『日本外交文書』によることとする。

三 第二回ハーグ平和会議の概要

(一) 第一回ハーグ平和会議前の平和会議

一八九九年のハーグ平和会議より以前にも、大国を含むヨーロッパ諸国が参加する会議、たとえば一九世紀においてはウィーン会議、パリ会議、ベルリン会議は開催されていた。しかし、これらの会議は戦争の終了後に開催されたいわば講和会議であり、その主要な目的は講和条約の締結であった。⁽²²⁾ もっとも、これらの会議が、より普遍的な問題にも対処したのも事実である。たとえば一八五六年のパリ会議はクリミア戦争の講和会議ではあったものの、そこでは私掠船の禁止を規定した条約「海上法要義ニ関スル宣言」が採択されるなど、国際法の法典化が行われた。⁽²³⁾

一九世紀後半になると、個人のイニシアティブにより、平時において会議が開催され、普遍的な内容の条約の採択が議題に入ってくるようになった。⁽²⁴⁾ すなわち、陸戦における傷病兵の保護のための条約を締結するためにジュネーブで開催された会議（一八六四年）、不必要な苦痛をもたらす軽量の炸裂弾を禁止するための条約の締結を目的としたセント・ピーターズブルグで開催された会議（一八六八年）、陸戦法規について討議したブリュッセル会議（一八七四年）である。これらのうち、セント・ピーターズブルグとブリュッセルにおける会議は当時のロシア皇帝であったアレクサンドル二世の個人的な発案で開催され、ハーグ平和会議の前例ともなった。⁽²⁵⁾ 十九世紀のヨーロッパにおけるこのような国際会議の流れをうけ、第一回ハーグ平和会議は開催されることとなった。

（二） 第一回ハーグ平和会議

一八九九年の第一回平和会議は、ロシア皇帝ニコライ二世の発案で、ムラヴィエフ外務大臣が各国に開催を八月二四日の回章で呼びかけた。⁽²⁶⁾ この文書については、在露本野臨時代理公使が大隈外務大臣に宛てた電報のなかで、会議開催の「重ナル理由」を以下のように報告している。

平和ノ維持ハ最近二十ヶ年間国際政略ノ目的ナリト思惟セラル、然ルニ各大国ハ平和ノ維持ヲ口実トシテ同盟ヲ締結シ軍備ヲ拡張シ尚之ヲ拡張シツツアルモ未タ其奏効ヲ見ス、之ニ職由スル経済上ノ負担ハ日々ニ其重キヲ加ヘ公共ノ昌栄ハ其根底ヨリ損害セラル、此状態ニシテ存続スルトキハ終ニ各大国ノ共ニ避ケント欲スル所ノ災害ヲ来スヘシ

露国外務大臣ハ右ノ如キ会議ノ直チニ其功ヲ奏スヘシトハ思考セスト雖モ将来ノ為メ本問題ヲ解釈スルノ準備タランコトヲ希望ス⁽²⁷⁾

各国が軍備を拡張しているが、経済上の負担も大きく、それにより戦争を引き起こしかねないため、会議を提唱しているが、この第一回回章については、あいまいであるとの批判があつた。⁽²⁸⁾ そして各国からの批判をうけて、ムラヴィエフ外務大臣は第二回回章を発した。そのなかで、会議の目的を「一 陸海軍備ノ拡張ヲ防止スルノ方法ヲ至急ニ講究スルコト 現今ノ如キ軍備拡張ノ時ニ当リテ本問題ハ最モ急速ニ之ヲ決定スルノ必要アリ 二 外交上ノ範圍内ニ於ケル平和的方法ヲ以テ交戦ヲ予防シ得ルモノトシテ之ニ関スル討議ノ途ヲ開クコト」とし、さらにこの目的の

ために以下の八つの議題を示した。⁽³⁰⁾

第一 或ル一定ノ期限間ハ陸海軍ノ現数及其ノ経費ノ額ヲ増加セサル件ニ関スル協定ヲ為シ且将来ニ於テ現今ノ兵数及経費ヲ減少スルヲ得ヘキ方法ヲ予メ講究スルコト

第二 陸海軍ニ於テ新發明ノ火器及爆裂薬若クハ現今大砲及小銃ニ使用スル火薬ヨリ一層強烈ナル新火薬ノ使用ヲ禁止スルコト

第三 現在非常ナル強力ヲ有スル爆裂薬ヲ野戦ニ使用スルノ制限ヲ定メ且氣球ヨリ彈丸若クハ爆裂薬ヲ投下シ又ハ他ノ類似ノ方法ヲ以テ之ヲ投スルヲ禁止スルコト

第四 海戦ニ於テ水底水雷艇若クハ潜水々雷艇或ハ他ノ類似ノ破壊器ノ使用ヲ禁シ今後ハ衝角附軍艦ヲ製造セサルコトヲ約定スルコト

第五 千八百六十四年「ジュネーヴ」条約ノ条項ヲ千八百六十八年追加条約ノ基礎ニ依リ海戦ニ適用スルコト

第六 前項同一ノ理由ニヨリ海戦中及海戦後ニ於テ遭難者救助ニ従事スル船舶若クハ端艇ニ中立權ヲ許与スルコト

第七 千八百七十四年比律悉「ブリュッセル」ノ万国會議ノ成案ニシテ今日ニ至ルモ未タ各国ノ批准ヲ經サル戦時ノ法律慣例ニ関スル宣言書ヲ改正スルコト

第八 国ト国トノ交戦ヲ予防スル目的ニ於ケル厚意幫助居中調停自由仲裁ノ精神ヲ共諾シ之ヲ実施スルノ方法ト一様ノ手續ヲ協定スルコト⁽³¹⁾

これら議題のうち、第一、第四は軍縮、第五、第七は戦時国際法、第八は国際紛争の平和的解決に関してであった。⁽³²⁾これで会議の目的が明確になり、とくに会議の当初の目的であり、かつ問題となった軍縮については第一議題で「或ル一定ノ期限間ハ陸海軍ノ現数及其ノ経費ノ額ヲ増加セサル件ニ関スル協定ヲ為」すとし、兵力と軍事費を増加させないことに合意する目的であることが明瞭になった。⁽³³⁾

第一回総会議は一八九九年五月一八日、ロシア皇帝ニコライ二世の誕生日に、オランダ・ハーグで開催され、その後、同年七月二九日の第一〇総会まで、一〇回にわたり総会が開催された。⁽³⁴⁾参加国は、ヨーロッパ諸国はもちろんのこと、アジアからは清国、日本、ペルシャ、シヤムの四カ国が、アメリカからはアメリカ合衆国とメキシコの二カ国、計二六カ国が参加する国際会議となった。⁽³⁵⁾藤田が評したように「当時としては未曾有の『世界的』大会議」となったのである。⁽³⁶⁾

第一回総会議と第二回総会議（五月二〇日）は、第一回総会議で事務局と書記局の構成が決定された以外は、開会の辞（第一回）、オランダ国王およびロシア皇帝の声明の朗読（第二回）など、儀礼的であつた。⁽³⁷⁾ただし、第一回総会議においては平和会議の議長にロシア第一委員のド・スタール（De Staal）を選出した。また、第二回総会議においては、議事の進行のために議題に即した委員会を置くことを決定した。すなわち、第一委員会はロシアの一八九八年十二月三〇日付第二回章のうち第一から第四まで（軍縮）、第二委員会は第五から第七まで（戦時国際法）、第三委員会は第八（国際紛争の平和的解決）について権限を有することとなつたのである。⁽³⁸⁾第三回総会議は一八九九年五月二三日に開催された。ここでは主に委員および委員会の事務局が選出されたが、第一委員会議長はベルギーのベールナールト（A. Beernaert）、第二委員会議長はロシアのド・マルテンス（de Martens）、第三委員会委員長はフランスのブル

ジョア (Léon Bourgeois) に決定した。⁽³⁹⁾ 以上、第二回と第三回総会議で各委員会の権限の範囲と委員が決定され、以降、それぞれの委員会で平和会議の議題が議論された。

第四回総会議は第三回総会議から約一カ月後の六月二〇日に開催された。ここでは、第二委員会で討議された「ジェネヴァ」条約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル条約」に関する報告書が提出され、条文一〇カ条が可決された。⁽⁴⁰⁾ 第五回総会議は七月五日に開催された。前回に続き第五回総会議もおもに第二委員会の検討事項である戦時国際法を取り扱った。一八七四年のブリュッセル会議では「陸戦ノ法規慣例ニ関スル宣言」が可決されたが、第二委員会においてこれをもとに六〇条からなる条約案が採択され、これが本総会において可決された。⁽⁴¹⁾ また、中立国の権利義務および防御のない港湾並びに海浜の市府、村落を軍艦から砲撃することについては、次回の平和会議の議題とすることとした。⁽⁴²⁾ ジュネーブ条約に関しては、スイス政府が近い将来に条約の改正を発議することを希望する旨、可決した。⁽⁴³⁾

第六回総会議は七月二一日に開催され、第二委員会が扱うジュネーブ条約に関して報告もあったが、大部分は第一委員会が取り扱う軍縮についてであった。ここで、第一委員会の報告書が可決され、軍備の縮小については事実上否決されたものの、特定兵器の禁止を定めた宣言は採択された。⁽⁴⁴⁾ これについては、次章で詳しく述べることにする。

第七回総会議は七月二五日に開催された。ここではおもに第二委員会で検討された国際紛争の平和的解決が討議された。そして同委員会の報告書が可決され、また、本文五七条からなる「国際紛争平和的処理条約」が採択された。⁽⁴⁵⁾ 第八回総会議は七月二七日に開催され、ここで「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」と「ジェネヴァ」条約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル条約」、そして三つの宣言の前文と総則がそれぞれ可決された。⁽⁴⁶⁾ 翌日七月二八日に開催された第九回総会議では、「国際紛争平和的処理条約」の前文と総則が可決された。⁽⁴⁷⁾

第一回ハーグ平和会議の最後の総会議であり、閉会式でもあった第一〇回総会議は、七月二九日に開催された。会議は一〇時に開会され、最終決議書と、前述の三条約と三宣言の調印が行われている間、いったん中断し、一五時に再開された。そして、調印表が朗読された後、会議には参加していなかったローマ教皇へのオランダ国王の書簡と教皇からの返書が朗読され、その後、議長ド・スタールの演説などのち、オランダ外務大臣ド・ボーフォールの演説をもって、「満場大喝采」で閉会した。⁽⁴⁸⁾

第一〇回総会議の開催日である七月二九日に調印された「万国平和会議最終決議書」には、まず参加各国の委員のリストと三条約と三宣言の採択が示された後、軍縮に関する決議が掲載された。⁽⁴⁹⁾そして、六分野において今後の進展あるいは次回の平和会議での審議を望む「希望」が本会議で可決されたことに言及した。⁽⁵⁰⁾最後に、全参加国の調印、そしてその後に、三条約と三宣言の全文が掲載された。⁽⁵¹⁾

条約は順調に批准され、一八九九年九月四日の時点で批准書をオランダ政府に寄託したのは、「国際紛争平和的処理条約」については一七カ国、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」については一五カ国、「ジェネヴァ」条約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル条約」については一七カ国、「軽気球等ヨリ投射物爆裂物投下禁止ノ宣言」については一六カ国、「毒質瓦斯散布ヲ目的トスル投射物使用禁止ノ宣言」については一五カ国、「人体内ニ入り容易ニ開展シ又ハ扁平トナルヘキ弾丸使用禁止ノ宣言」については一四カ国と、二六カ国の参加国の多くが早い時期に批准したことがわかる。⁽⁵²⁾

このように、三条約と三宣言が最終的に平和会議で作成されたが、これは当時としては藤田が指摘するように「未曾有」であった。⁽⁵³⁾以上が、第一回ハーグ平和会議の概要である。つぎに、この会議の当初の目的であった軍縮について見てみたい。

四 軍縮

平和会議では、前述のとおり第一委員会が軍縮を検討した。ロシアの第二回回章においては八つの具体的な提案がなされたが、そのうちの第一から第四提案が軍縮と関連していたため、第一委員会で扱うこととなったのである。以下、ロシアが当初提案した軍縮と、特定の武器の禁止に関する軍縮に分けて概観する。

(一) 軍備縮小

一八九九年六月二三日、第一委員会の会合において、ロシア陸軍委員のジリンスキー (Gilinsky) 大佐は以下の提案をおこなった。

- 第一、母国 (殖民地ニ対シ母国ト云フ) 内ノ平時陸軍常備兵員ヲ向フ五カ年間増加セザル列国協定ヲ締結スル事
- 第二、右ノ協定ヲムスフニ至ラハ可成各国ニ其殖民地駐屯ノモノヲ除キ平時陸軍常備兵ノ員数ヲ一定スル事
- 第三、同年期間實際ノ陸軍予算額ヲ高メサルコト⁽⁵⁴⁾

また、ロシア海軍委員のシエーヌ (Schéne) 大佐は海軍に関して、以下の提案をおこなった。

三年間海軍予算額ヲ高メサル事及同期間予メ左ノ事項ヲ告知スル約束ヲ以テ三年間ノ海軍予算額ヲ一定スル事ヲ

合意スル事

其一、製造中ニ在ル軍艦ノ噸数

但シ船艦ノ種類ヲ詳示スル事ヲ要セズ

其二、海軍士官及水平ノ員数

其三、砲塞、造船所、武庫等ノ如キ軍港事業ノ費額⁽⁵⁵⁾

陸軍については五年間の兵員の維持と予算額の維持、海軍においては三年間の予算額の維持という、斬新なロシアの提案は、しかしながら、各国の理解を得られなかった。六月二四日の会議では、陸軍議案に対してはドイツ代表が、海軍議案についてはイギリス代表などが反対を表明したため、二つの案を審査委員に付託することになった。⁽⁵⁶⁾ なお、日本から派遣された阪本俊篤海軍大佐はこの会議について報告しているが、それによると、ドイツのシュワルツホフ (De Gross de Schwarzhoff) 大佐は軍備過重がむしろ人民の資産を富ませ、また、徴兵義務を人民は喜んで愛国的義務として受け入れていると発言、「軍備制限案ヲ其精神ノ根本ヨリ破碎シ去リ按ヲシテ顔色ナキニ至ラシメタ」という。⁽⁵⁷⁾ 坂本はシュワルツホフ大佐の演説は「平和会議ノ精神ヲ其根本ヨリ破壊シ去リタルモノ」であり、ドイツ皇帝の平和会議への賛同の勅語にも矛盾していると、厳しく批判した。⁽⁵⁸⁾

そして、審査委員会が審査した結果、ロシアの提案を受理することが難しいという結論に達し、六月三〇日の第一委員会において、この報告はロシアを除き満場一致で採択された。⁽⁵⁹⁾ また、海軍に関する提案についても同様の結果となった。⁽⁶⁰⁾ 会議の委員であった日本の林薫公使は青木周蔵外務大臣への報告のなかで、「要スルニ露国政府ノ軍備緊縮

ノ議案ニ対シテハ異論百出シテ到底適當ノ解釈望ミ難ク終ニ最モ婉曲ノ言辞ヲ附シテ否認セラル、ニ至リ候」と状況を説明した。⁽⁶¹⁾

第一委員会においては、七月二〇日に第一委員会報告書が可決されたが、陸海軍の兵数と軍事予算を一定にする件については、前述の審査委員会の結論に言及し、各々の列国政府がこれについて「考究」を始めることを望む、とするにとどまった。⁽⁶²⁾ もつとも、軍備の制限については「重大ナル注意ヲ喚起スルヲ要ストノ觀念」が第一委員会で著しい活動をおこしたため、「本委員会ハ現今世界ノ重累タル軍備ノ負担ヲ制限スルコトヲ以テ人類ノ有形的及無形的福祉ヲ増進セムカ為メ大ニ望ムヘキモノタルコトヲ認ム」という決議を全会一致で本會議に提案することとした。⁽⁶³⁾ そして、これは本會議で全会一致で決定され、最終議定書にほぼ同様の文言で盛り込まれた。⁽⁶⁴⁾

最後に、海軍予算額を三年間一定にするというロシアの提案についても、各国が研究することに収まった。⁽⁶⁵⁾

(二) 特定兵器の禁止

第一委員会においては、七月二〇日に第一委員会報告書が可決されたが、これはおもにロシアが提案した八つの議題のうちの第二から第四提案、すなわち特定の兵器の制限案についてであった。⁽⁶⁶⁾ この報告書によれば、陸軍と艦隊に関する二つの分科会が結成され、これらの分科会の審査は以下の三点に帰着した。⁽⁶⁷⁾ すなわち、(一)「輕氣球上ヨリ又ハ之ニ類似シタル新ナル他ノ方法ニ依リ投射物及爆裂物ヲ投下スルコトヲ禁止スルコト」(ただし、継続期間を五年間とする)、(二)「窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スルコト」、(三)「外包硬固ナル彈丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若ハ其ノ外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ人体ニ入テ容

易ニ開展シ又ハ扁平ト為ルヘキ彈丸ノ使用ヲ各自ニ禁止スルコト」であつた。⁽⁶⁸⁾ 第一委員會は(一)については全会一致、(二)については賛成一七、反対二(イギリスおよびアメリカ合衆国)、(三)については賛成一六、反対二(イギリスおよびアメリカ合衆国)、棄権一(ポルトガル)で可決し、本會議にかけることとなつた。なお、とくに小銃と海軍用の大砲については、各国が問題を研究し、次回の平和會議でこの問題を確定することを希望するとした。⁽⁶⁹⁾

この報告書をうけて第六回總會では、(一)については、全会一致で可決され、(二)については、アメリカ合衆国とイギリスの二カ国の反対を除き、全会一致で可決された。⁽⁷⁰⁾ 他方(三)については、反対と賛成する代表による議論の応酬があつた。アメリカ合衆国のクロージャー (William Crozier) 大尉は、一八六八年のセント・ピータースブルグ宣言ですでに不必要な苦痛を与える爆裂弾を禁止しており、この提案はこれを拡張しようとするものであるとし、修正案を提出した。⁽⁷¹⁾ また、「ダムダム弾」が残酷な兵器であるという証拠が提供されていないとし、もしそのような証拠が明白に示されれば、これを禁止すべきだが、もし証拠もなくこれを禁止したら、「国民ノ激昂ヲ招」くであろうと述べた。⁽⁷²⁾ そして、イギリスのサー・ジュリアン・ポーンズフット (Sir Julian Pauncefote) も右の修正案に賛成の意を示した。⁽⁷³⁾

これに対して、オランダのデン・ベール・ポールチュゲール (J.C.C. Den Beer Poortugael) は、(三)の提案はダムダム弾を排斥しているものではないとした。⁽⁷⁴⁾ 次にロシアのジリンスキー大佐は、(三)の提案はダムダム弾を明記せず、どのような種類の兵器が禁止されているかは、各国に判断がゆだねられるとした。⁽⁷⁵⁾ 一八六八年のセント・ピータースブルグ宣言は既存の兵器を禁止したのであり、今回も既に製造されたある種の弾丸の使用を禁止しうることを望み、将来発明される兵器については、あらたにこれを禁止する必要があるとした。⁽⁷⁶⁾ その後、クロージャーの修正案を採決する

かどうかで委員の間で応酬があり、最終的には修正案の優先的採決は否決され、委員会の原案が反対二（アメリカ合衆国とイギリス）、棄権一（ポルトガル）を除き、全会一致で可決された。⁽⁷⁷⁾

（三）軍縮に関する評価

軍備縮小は失敗であった。上述のとおり第一委員会は、第六総会に報告書を提出したが、そのなかで、陸軍の兵力と軍事予算を五年間凍結し、海軍の予算額についても三年間凍結するというロシアの提案は採用されず、これは「列国政府ノ考量ニ付シ列国政府ニ於テ若シ之ヲ有益ナリトセハ其ノ他ノ提議ト共ニ自ラ研究スヘキモノトナ」した。⁽⁷⁸⁾ 軍備縮小は各国にゆだねた形になり、その結果、この件が進展しなかったのは明白であった。

ここで、第一回平和会議における軍備縮小に関して何人かの意見を挙げてみたい。ヒギンズ（A. Pearson Higgins）はまず、軍備それ自体が戦争の原因ではなく、それは平和を保障するものであると主張した。⁽⁷⁹⁾ 国家が感じる不安と防衛力の増強は、道徳的な理由から生じ、それらは国際的な信頼の不足と自己保存の本能から生じる。⁽⁸⁰⁾ そして、軍備撤廃、あるいは軍備の縮小でさえも、それを実行した国があるとして、それをしない国もあるときに生じる恐怖がある限りは、実現しないであろう、と述べている。⁽⁸¹⁾

ホブソン（Richmond Peason Hobson）は軍備縮小に関して、「侵略的ではない国（nonaggressive nations）」はむしろ軍備、とくに海軍を充実させる必要があると説いた。⁽⁸²⁾ そして、当時の状況では軍備縮小は「（実現）不可能な夢」であり、それを提唱することは平和のためにはむしろ有害であるとし、ハーグ平和会議においては第一回平和会議においてこのような「悪い影響」が「幸運にも」認識されたため、第二回平和会議においては「軍備縮小の扇動」は最小限に抑

えられたと主張した。⁽⁸³⁾ たしかにホブソンの主張のとおり、第二回平和会議においては軍備縮小は主要議題にならず、軍縮問題に割り当てられた委員会もなかったのである。⁽⁸⁴⁾

ウェッブスター (Andrew Webster) は、軍備縮小を検証する方法として、オランダ代表が「国家の名誉」を、ロシア代表が条約締約国の「信義誠実」を掲げたが、それらは効果的な検証方法ではなかったと述べている。⁽⁸⁵⁾ また、軍備縮小を実現するために、建造計画のある軍艦のトン数を公表するなどの信頼構築手段をとおして情報を交換するという提案もあったが、これも「驚くには値しないが」濫用と主権の侵害の恐れがあるとされ、拒否されたのである。⁽⁸⁶⁾

以上の意見からは、国家間の信頼の構築が難しいのは当然として、信頼そのものが非常に難しい、あるいはほぼ不可能であることがわかり、それが軍備縮小が実現しない重要な理由の一つとすることができらるだろう。ヒギンズの主張から読み取れるように、他国への絶対的な信頼なくしては軍備縮小は不可能であろう。またホブソンは軍事的に弱い国家はむしろ軍拡が必要であると主張しているが、確かに「弱小国」にしてみれば、「強国」から侵略されないためにも、軍備を整備することで平和が保たれるのであろう。そして、ウェッブスターが挙げる検証方法や情報交換についても、「名誉」や「信義誠実」は抽象的であり軍備縮小を検証するには不適格で、情報交換による信頼構築も達成されなかったのである。

以上から、一八九九年の段階でも、軍備縮小は困難であったことは明らかである。しかしながら、ニコライ二世が軍備縮小を目的とした会議を呼びかけ、それにより二六カ国が集まる平和会議が開催された意義はあろう。軍備縮小は早い段階で「骨抜き」にされたのは明らかであるが、それでも、参加各国の代表は、全般的には軍備縮小に好意的であることは、最終決議書のなかにある以下の決議からも明らかである。

本會議ハ現今世界ノ重累タル軍備ノ負担ヲ制限スルコトヲ以テ人類ノ有形的及無形的福祉ヲ増進セムカ為メ大ニ望ムヘキモノタルコトヲ認ム⁽⁸⁷⁾

前述のようにドイツのシュワルツホフ大佐が軍拡は国民を富ませ、徴兵義務を国民が嬉々として受け入れている旨の発言をしたが、これは極端な例である。確かに、軍備縮小を可能とするほどの国家間の信頼関係はなかったが、少なくとも、軍縮を目的とした会議をおこなう共通の認識はあったのではないか。それは、もしかしたら、ヨーロッパを中心とした「文明国」が共有する価値観であつたかもしれない⁽⁸⁸⁾。言うまでもなく、とくに非ヨーロッパ諸国にしてみると、それを受け入れた、あるいは受け入れざるをえなかったため不平等のそしりは免れない。それにも関わらず、共通の価値観のもと、平時において軍縮のために開催が提案された国際会議が実際に開催されたことについては、評価してもよいのではないだろうか。

次に、特定兵器の禁止についてであるが、これは明らかに成功した。ウェッブスターは特定兵器の禁止について、「最終的に具体的な成果が得られた唯一の分野」と評している⁽⁸⁹⁾。三つの宣言のうち、「軽気球等ヨリ投射物爆裂物投下禁止ノ宣言」はすでに歴史的な文書となった。「毒質瓦斯散布ヲ目的トスル投射物使用禁止ノ宣言」は第一次世界大戦に毒ガスの使用を防げなかったが、一九二五年のジュネーブ毒ガス議定書により、毒ガス兵器はそれ以降、おおむね使用されずに現在に至っている。また、「人体内ニ入り容易ニ開展シ又ハ扁平トナルヘキ弾丸使用禁止ノ宣言」については、前述のとおり、「ダムダム弾」であるかどうかをめぐる論争が繰り広げられたが、現在では「ダムダム弾」を禁止した宣言と捉えられている⁽⁹⁰⁾。軍縮は一般的に、軍備の廃絶あるいは縮小を意味すると捉えられることが多いか

もしれないが、特定兵器の禁止も軍縮に含まれ、この分野では第一回ハーグ平和会議は成功したと言えよう。特定兵器の禁止については、その後、様々な条約が採択されたが、その嚆矢として、第一回平和会議とその成果物である三宣言は再評価されるべきであろう。

五 おわりに

第一回ハーグ平和会議に続いて、一九〇七年には第二回平和会議が開かれた。ここでは、軍備縮小が議題になることはなかった。この会議では、「軍事上ノ負担」が「著シク増加シタルコトニ鑑ミ列国政府ニ於テ誠意ニ本問題ノ考究ヲ重ネラレムコトヲ切ニ希望スル旨ヲ宣言ス」という決議が採択されたが、実効性には乏しかった。⁹¹ 第二回平和会議が終了した七年後、一九一四年に第一次世界大戦が勃発し、会議の参加国どおしが戦う状況が数年間続いた。また、戦争を防ぐために設けられた国際紛争を平和的に解決する様々な手段が使われることもなかった。⁹² 第三回平和会議も結局開催されず、次に開催されたのはヴェルサイユ講和会議であった。ハーグ平和会議が大戦を防ぐことはできず、ヴェルサイユ講和条約により第一次世界大戦は正式に終結し、平和がヨーロッパにもたらされたのである。そのような意味においては、ハーグ平和会議の意義は大きいとは言えないかもしれない。

しかし、軍縮を第一の目的として掲げた一八九九年の平和会議は、開催そのものに意義があったと言えよう。軍備縮小を可能にさせるような参加国間の信頼関係は存在しなかったかもしれないが、また、西洋中心の文明に基づくものではあったであろうが、軍備縮小に理解を示す共通の価値観の存在は重要である。今日、国際社会においては軍拡が大きな問題となり、また、国際法を無視して兵器開発を進め、あるいは違法な兵器を保持する国家や団体が存在してい

(93) このような状況においては、世界的に同じ価値観を共有するのは現実的ではないかもしれないが、一九世紀末にハーグ平和会議が少なくとも、共有された価値観のもと開催されたことは、今後の国際社会の在り方にも示唆を与えていると言えるだろう。さらに、第一回ハーグ平和会議では特定兵器の禁止が実現した。そしてその後、様々な兵器が条約により禁止され、二〇一七年に採択され二〇二二年に発効した「核兵器の禁止に関する条約」に至っている。軍備縮小は現実的には困難であつても、特定兵器の禁止により戦争の惨禍を減らす努力は必要である。そして、第一回ハーグ平和会議とそこで採択された三宣言は、そのような動きの原動力になったとして評価されるべきであろう。最後に、二回のハーグ平和会議については、明らかにすべきことがまだ多数ある。故喜多教授が残された宿題として、今後の研究にゆだねたい。

(1) 外務省編纂『海牙万国平和会議 日本外交文書』第一卷、第二卷(日本国際連合協会、一九五五年)。以下、『日本外交文書』第一卷または第二卷とする。三枝茂智『国際軍備縮小問題』(原書房、一九七五年。原本は一九三三年刊行)。なお、本論文において、漢字はすべて新字体にした。

(2) 宣言の名称については、最終決議書には宣言書(一)、宣言書(二)、宣言書(三)となっているが、内容がわかるようにするため、正式名称は批准案にある名称によった。「一七四 明治三十三年八月三日 青木外務大臣ヨリ山県総理大臣宛 海牙平和会議三条約三宣言書御批准奏請ノ件並ニ決裁」『日本外交文書』第一卷、八五二―八五三頁。略称については、「一九五 明治四十年十月二十七日 蘭国公使ヨリ林外務大臣宛 各国加盟通知ノ件 附属書 一八九九年七月二十九日平和会議三条約三宣言加盟一覧表」、同右、八八〇―八八六頁、八八一頁によった。

(3) James Brown Scott, *The Hague Peace Conferences of 1899 and 1907, Vol. I-Conferences and Vol. II-Documents with a new introduction for the Garland Edition by Warren F. Kuehl* (Garland Publishing Inc., 1972) (hereinafter, *The Hague*

Peace Conferences). 本書は一九〇九年に The Johns Hopkins Press から出版された。

- (4) Frederick W. Holls, *The Peace Conference at the Hague and its Bearings on International Law and Policy* (The Macmillan Company, 1900).
- (5) William I. Hull, *The Two Hague Conferences and Their Contributions to International Law with a new introduction for the Garland Edition by Warren F. Kuehl* (Garland Publishing Inc., 1972). 本書は一九〇八年に Ginn and Company から出版された。
- (6) Maartje Abbenhuis, Christopher Ernst Barber and Annalise R. Higgins (eds.), *War, Peace and International Order?: The Legacies of the Hague Conferences of 1899 and 1907* (Routledge, 2017).
- (7) George H. Aldrich and Christine M. Chinkin (eds.), “Symposium: The Hague Peace Conferences”, *American Journal of International Law*, 2000, Vol. 94, pp. 1-98.
- (8) André Durand, “Le Comité international de la Croix-Rouge à l’époque de la première Conférence de La Haye (1899)”, *International Review of the Red Cross*, 1999, Vol. 81, No. 834, pp.353-364. Jean-Philippe Lavooyer, “Centenaire de la Conférence internationale de la Paix (La Haye, 1899)”, *International Review of the Red Cross*, 1999, Vol. 81, No. 835, pp.678-683.
- (9) 杉村陽太郎『海牙平和会議』(国際連盟協会、一九三五年)。
- (10) Ko Nakamura, “The Convention for the Pacific Settlement of International Disputes in Historical Perspective-In Commemoration of the Centennial of the First Hague Peace Conference-” *Japanese Annual of International Law*, 2000, Vol. 43, 3-18.
- (11) 藤田久一「ハーグ「万国平和会議」百周年に思うこと」『学士会会報』第八二四号、一九九九年七月、四—八頁。
- (12) 藤田久一『軍縮の国際法』(日本評論社、一九八五年)。黒沢満『軍縮国際法』(信山社、二〇〇三年)。なお、黒沢は二回の会議について「戦時国際法と紛争の平和的解決の分野ではいくつかの条約の作成に成功したが、軍縮問題ではまったく合意

が達成されなかった」と述べている。黒沢、四頁。

(13) Ko Nakamura, *supra*, note 10.

(14) 江藤淳一「マルテンス条項―百年の軌跡」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』（東信堂、二〇〇四年）、五八―八四頁。

(15) 廣瀬和子「核兵器の使用規制―原爆判決からICJの勧告的意見までの言説分析を通してみられる現代国際法の複合性」村瀬・真山編『武力紛争の国際法』、四二四―四五九頁。立松美也子「武力紛争における文化財の保護」同右、六五五―六八二頁。

(16) 和仁健太郎『伝統的中立制度の法的性格―戦争に巻き込まれない権利とその条件』（東京大学出版会、二〇一〇年）、一三三―一四七頁。

(17) 黒沢『現代軍縮国際法』、五―六頁。

(18) 軍備管理については、同右、五―九頁。

(19) 同右、九―一〇頁。なお、ファークツ (Vagts) は量的縮小 (Quantitative Limitations) と質的縮小 (Qualitative Limitations) に分類して二回のハーグ平和会議について分析している。すなわち、「量的」とは「ある種類の兵器、たとえば軍艦、核弾頭および弾道弾迎撃ミサイルは認めるが、各々の国が所有する数を制限するという管理」とする。Detlev F. Vagts, “The Hague Conventions and Arms Control”, *American Journal of International Law*, 2000, Vol. 94, pp.31-41, p.31.

(20) 黒沢、同右、一一頁。右のファークツの定義によると、「質的」とは「例えば炸裂弾、毒ガス、生物兵器など特定の兵器の使用禁止を指す。」Vagts, *ibid*.

(21) たとえば、Scott, *The Hague Peace Conferences* は、第一巻が八八七頁、第二巻が五四八頁から成る。

(22) Scott, *The Hague Peace Conferences*, Vol. I, p.7. ウィーン会議はナポレオン戦争、パリ会議はクリミア戦争、ベルリン会議は露土戦争の後に開催された。

(23) *Ibid.*, pp. 7 and 17. なお通称、パリ宣言という。

- (24) *Ibid.* p. 8.
- (25) *Ibid.*, p. 23
- (26) 「六二 明治三十一年八月二十四日 露国外務大臣ヨリ露国駐箚林公使宛 (回文) 万国平和会議開催提唱竝ニ帝国全権任命ニ関スル件」『日本外交文書』第一卷、七三―七五頁にフランス語の回章が掲載されている。英文については、Scott, *The Hague Peace Conferences*, Vol. II, pp. 1-2を参照。なお、この回章は八月二四日に発せられているが、露暦では八月一二日であった。また英文では Rescript とあり、通常、勅令と訳されるが、ここでは慣例にしたがい、回章とする。
- (27) 「一 明治三十一年八月二十五日 露国駐箚本野臨時代理公使ヨリ大隈外務大臣宛 (電報) 露国外相ヨリ万国平和会議開催理由書公附ノ件」『日本外交文書』第一卷、一頁。
- (28) 引用文では「災害」とあるが、英文では cataclysm とあり、前後の文脈から戦争の意味と解するのが妥当だろう。Scott, *The Hague Peace Conferences*, Vol II, p. 2.
- (29) 三枝は「曖昧なる文字を連ね、感傷的考察に耽り、一度は過度の軍備の縮小 (reduction of the excessive Armaments.) を云為し、一度は軍備増加の阻止 (Checking these increasing Armaments.) を説き、一度は現在軍備の斬新的発達制限 (limiting the progressive development of existing Armaments.) の利益を各国民に確保せむと主張し、斯の如き重大意義ある国際会議招集を企図すべく、その議題餘りに漠然たり」と批判的に述べている。三枝『国際軍備縮小問題』、五九頁。
- (30) 「三四 明治三十二年一月十日 (十二月三十日) 露国外相「ムラヴィエフ」ヨリ露国駐箚林公使宛 軍備縮小会議議題ニ関スル第二回提案回章」『日本外交文書』第一卷、三二―三四頁。なお、以下の脚注において、『日本外交文書』の文書で既出のものには、文書の名称は省略し、文書番号を掲げることとする。ただし、その文書が複数の文書から構成されていて、その構成している文書名を明記したほうがよい場合は、文書番号の後に当該文書名を付すこととする。
- (31) 第三四文書、同右、三三頁。
- (32) 後述のとおり、この議題の区分に従って、委員会が組織された。
- (33) 三枝は「第二回廻状は精確なり」と評した。三枝『国際軍備縮小問題』、六三頁。

- (34) 「一五二 自明治二十二年五月十八日至七月二十九日 万国平和会議議事録」『日本外交文書』第一卷、五二〇—七八二頁。そのうち、「一、目録」五二〇—五二三頁は総会議の概略を示している。
- (35) 代表の名簿については、「九七 明治三十二年五月二日蘭国駐劄西臨時代理公使ヨリ青木外務大臣宛 万国平和会議委員並蘭国側予算等通知ノ件 附記 平和会議各国代表委員名簿」『日本外交文書』第一卷、一二二—一二三頁。なお、Caronはこの会議は基本的に、キリスト教と西洋文明に基盤をおいていると指摘している。Caron, “War and International Adjudication: Reflections on the 1899 Peace Conference”, *American Journal of International Law*, 2000, Vol. 94, pp. 4-30, p. 6.
- (36) 藤田「ハーグ「万国平和会議」百周年に思うこと」、五頁。
- (37) 第一五二文書、『日本外交文書』第一卷のうち、「二、第一回総会議」五三一—五四〇頁および「三、第二回総会議」五四〇—五四四頁。なお、『日本外交文書』の記述にはオランダ国王ではなく、「和蘭国皇帝」とある。五四〇頁。
- (38) 第一五二文書、「三、第二回総会議」、同右。
- (39) 第一五二文書、「四、第三回総会議」、同右、五四四—五四四頁。
- (40) 第一五二文書、「五、第四回総会議」、同右、五四四—五七五頁。
- (41) 第一五二文書、「六、第五回総会議」、同右、五七五—六一三頁、とくに五七六頁。
- (42) 同右。
- (43) 同右、五七七頁。
- (44) 第一五二文書、「七、第六回総会議」『日本外交文書』第一卷、六一三—六二八頁。
- (45) 第一五二文書、「八、第七回総会議」、同右、六二八—七五九頁。
- (46) 第一五二文書、「九、第八回総会議」、同右、七五九—七六八頁。
- (47) 第一五二文書、「一〇、第九回総会議」、同右、七六八—七七三頁。
- (48) 第一五二文書、「一一、第一〇回総会議」、同右、七七三—七八二頁。なお、バチカンの参加についてはイタリアが反対していたが、教皇の道徳的支持をえるために、オランダ国王が教皇に書簡を送付した。“From the Hague to the Cape: The

Peace Conference and the South African War”, *South African Law Journal*, 1901, Vol. 18, pp. 337-362, p. 340.

- (49) 「一五三 明治三十二年七月二十九日 平和会議最終決議」『日本外交文書』第一卷、七八三―八二七頁、七八三―七八九頁。最終議定書は条約ではなく、会議の成果のまとめ (resumé) であつた。A. Pearce Higgins, *The Hague Peace Conferences and Other International Conferences Concerning the Laws and Usages of War Texts of Conventions with Commentaries* (hereinafter, *The Hague Peace Conferences*) (Cambridge University Press, 2014). 本書は一九〇九年に Cambridge University Press から出版された。
- (50) 第一五三文書、『日本外交文書』第一卷、七八九―七九〇頁。なお、第一の希望については全会一致で、第二―六の希望は「若干ノ棄権を除キ全会一致」で可決された。
- (51) 同右、七九〇―八二七頁。
- (52) 「一七六 明治三十三年十月六日 蘭国駐劄珍田公使ヨリ青木外務大臣宛 万国平和三約定及三宣言批准書寄託手續終了通知ノ件」『日本外交文書』第一卷、八五三―八五六頁。
- (53) 藤田「ハーグ「万国平和会議」百周年に思うこと」、六頁。
- (54) 「一三八 明治三十二年七月二日 在蘭林公使ヨリ青木外務大臣宛 軍備縮小案廃棄ニ関シ通知ノ件」『日本外交文書』第一卷、四〇六―四〇九頁、四〇七頁。
- (55) 同右。
- (56) 同右、四〇八頁。
- (57) 「一三九 明治三十二年七月四日 坂本海軍大佐ヨリ山本海軍大臣宛 軍備縮小軍器制限ニ関スル討議ノ件(三)」『日本外交文書』第一卷、四一八―四三四頁。引用部分は四二〇頁。
- (58) 同右、四三三頁。
- (59) 第一三八文書、『日本外交文書』第一卷、四〇八頁。
- (60) 同右、四〇九頁。

- (61) 同右。
- (62) 第一五二文書、「七、第六回総会議 附属書 第一委員会報告書」『日本外交文書』第一卷、六二五―六二八頁、六二八頁。
- (63) 同右。
- (64) 第一五三文書、『日本外交文書』第一卷、七八九頁。
- (65) 第一五二文書、「七、第六回総会議 附属書 第一委員会報告書」同右、六二八頁。
- (66) 同右、六二五―六二八頁。
- (67) 同右、六二六頁。
- (68) 同右。
- (69) 同右、六二六―六二七頁。
- (70) 第一五二文書、「七、第六回総会議」『日本外交文書』第一卷、六一四頁。
- (71) 同右、六一四―六一五頁。
- (72) 同右、六一七頁。
- (73) 同右、六一八頁。
- (74) 同右、六一八―六一九頁。
- (75) 同右、六一九頁。
- (76) 同右、六一九―六二〇頁。
- (77) 同右、六二五頁。
- (78) 第一五二文書、「七、第六回総会議 附属書 第一委員会報告書」『日本外交文書』第一卷、六二七―六二八頁。
- (79) Higgins, *The Hague Peace Conferences*, p.77.
- (80) *Ibid.*
- (81) *Ibid.*

- (82) Richmond Pearson Hobson, “Disarmament”, *American Journal of International law*, 1908, pp. 743-757, p.755.
- (83) *Ibid.*
- (84) *Ibid.*, p. 743.
- (85) Andrew Webster, “Reconsidering disarmament at the Hague Peace Conference of 1899, and after”, Abbenhuis, Barber and Higgins (eds.), *War, Peace and International Order?*, pp.69-85, p.76-77.
- (86) *Ibid.*, p.77.
- (87) 第一五二文書『日本外交文書』第一卷、七八九頁。
- (88) Caron, *supra*. note 35, p.6.
- (89) Webster, *supra*. note 85, p.77.
- (90) 黒崎将広・坂元茂樹・西村弓・石垣友明・森肇志・真山全・酒井啓亘『防衛実務国際法』(弘文堂、二〇二一年)【八一六】。
なお、平和会議でこの宣言に反対したアメリカ合衆国は現在でも宣言を批准していない。同右。
- (91) 「四九七 西園寺総理大臣ヨリ内田外務大臣宛 第二回平和会議諸条約御批准奏請ノ儀御裁可ノ件」『日本外交文書』第二
卷、六六七―八六三頁のうち、「附屬書二 右諸条約並ニ最終決議書及希望条項」、八四一―八六三頁、八五三頁。
- (92) Caron, *supra*. note 35, p. 23.
- (93) Vagts, *supra*. note 19, p. 41.